

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(株)ワールド設計・(有)ティ・エムエンジニア設計共同体

(1) 代表構成員 (株)ワールド設計 那覇市古島1-15-5、1F
76000380 代表取締役 當山 勝史
(建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査)(2) 構成員 (有)ティ・エムエンジニア 宜野湾市宇宇地泊3-13-18
76000735 代表取締役 松堂 貴司
(建築関係コンサルタント)(3) 一次下請け シン設備設計(株) 豊見城市字平良132-8-102号
76001214 代表取締役 新里 秀一
(建築関係コンサルタント)

2 指名停止期間

令和7年11月18日 ~ 令和7年12月17日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント等業務（下請けを含む）

4 事実概要

(株)ワールド設計・(有)ティ・エムエンジニアリング設計共同体及びその下請負人であるシン設備設計(株)は、管財課発注の「旧県立図書館等改修実施設計業務」において、積算業務を誤り成果品の成果に著しい品質低下が生じた。その結果、県の設定した予定価格が過大となり「旧県立図書館改修工事(電気)」において、本来落札すべき入札参加者と異なる入札参加者と工事契約を締結する事態となつたものである。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。））が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内